

墨田区シルバーピア条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p><u>（整備基準）</u> 第3条の2 <u>区は、周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮してシルバーピア及び共同施設（以下「シルバーピア等」という。）を整備するものとする。</u> 2 <u>区は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、使用者等にとって便利で快適なものとなるようにシルバーピア等を整備するものとする。</u> 3 <u>区は、シルバーピア等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮するものとする。</u> 4 <u>前3項に定めるもののほか、シルバーピア等の整備に関する基準は、墨田区規則（以下「規則」という。）で定めるところによる。</u> （募集の方法） 第5条 シルバーピアの使用者の募集は公募によるものとし、その方法は規則で定める。 2 区長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する者に対しては、公募によらないでシルバーピアの使用を許可することができる。 ~ [略] 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条に規定する都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項に規定する土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕 第5条 シルバーピアの使用者の募集は公募によるものとし、その方法は<u>墨田区規則（以下「規則」という。）</u>で定める。 2 〔同左〕</p> <p>~ [略] 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法</p>

号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

～〔略〕

(使用者の資格)

第6条 シルバーピアを使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

～〔略〕

収入が月額21万4,000円を超えないこと。

2 〔略〕

3 区長は、シルバーピアの使用の申込みをした者(以下「使用申込者」という。)が前項に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、面接等の方法により、当該使用申込者の心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査することができる。

4 〔略〕

5 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項第1号に準ずる状態にある者であつて、他の要件を全て満たすものを、シルバーピアを使用することのできる者とすることができる。

(使用の手続)

第9条 使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から30日以内に次に掲げる手続をしなければならない。

規則で定める資格を有する連帯保証人が連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～5 〔略〕

(使用者の保管義務)

第16条 使用者は、当該シルバーピア等の使用について必要な注意を払い、これらを

律第67号)に基づく住宅街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

～〔略〕

〔同左〕

第6条 シルバーピアを使用することのできる者は、申込みをした日において、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

～〔略〕

収入が令第6条第5項第1号に定める金額を超えないこと。

2 〔略〕

3 区長は、シルバーピアの使用の申込みをした者(以下「使用申込者」という。)が前項に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該使用申込者に面接させ、その心身の状況、受けることのできる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

4 〔略〕

5 区長は、特に必要があると認めるときは、第1項第1号に準ずる状態にある者であつて、他の要件をすべて満たすものを、シルバーピアを使用することのできる者とすることができる。

〔同左〕

第9条 〔同左〕

規則で定める資格を有する連帯保証人の連署する請書を提出すること。ただし、区長が特別の事情があると認める場合は、連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～5 〔略〕

〔同左〕

第16条 使用者は、当該シルバーピア及び共同施設の使用について必要な注意を払い、

<p>正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、シルバーピア又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 （不正入居者に対する明渡請求等）</p> <p>第36条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者又は入居者に対して、使用の許可を取り消し、又はシルバーピアの明渡しを請求することができる。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>シルバーピア又は共同施設を故意に毀損したとき。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2～7 〔略〕 （住宅監理員及び住宅管理人）</p> <p>第38条 シルバーピア等の管理に関する事務をつかさどり、シルバーピア及びその環境を良好な状態に維持するよう使用者に必要な指導を行わせるため、シルバーピア監理員（以下「住宅監理員」という。）を置く。</p> <p>2～5 〔略〕</p>	<p>これらを正常な状態において維持しなければならない。</p> <p>2 使用者又は同居者の責めに帰すべき事由により、シルバーピア又は共同施設を滅失し、又はき損したときは、使用者は、自己の負担においてこれを原状に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。 〔同左〕</p> <p>第36条 〔同左〕</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>シルバーピア又は共同施設を故意にき損したとき。</p> <p>～ 〔略〕</p> <p>2～7 〔略〕 〔同左〕</p> <p>第38条 <u>シルバーピア及び共同施設</u>の管理に関する事務をつかさどり、シルバーピア及びその環境を良好な状態に維持するよう使用者に必要な指導を行わせるため、シルバーピア監理員（以下「住宅監理員」という。）を置く。</p> <p>2～5 〔略〕</p>
---	---

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。